

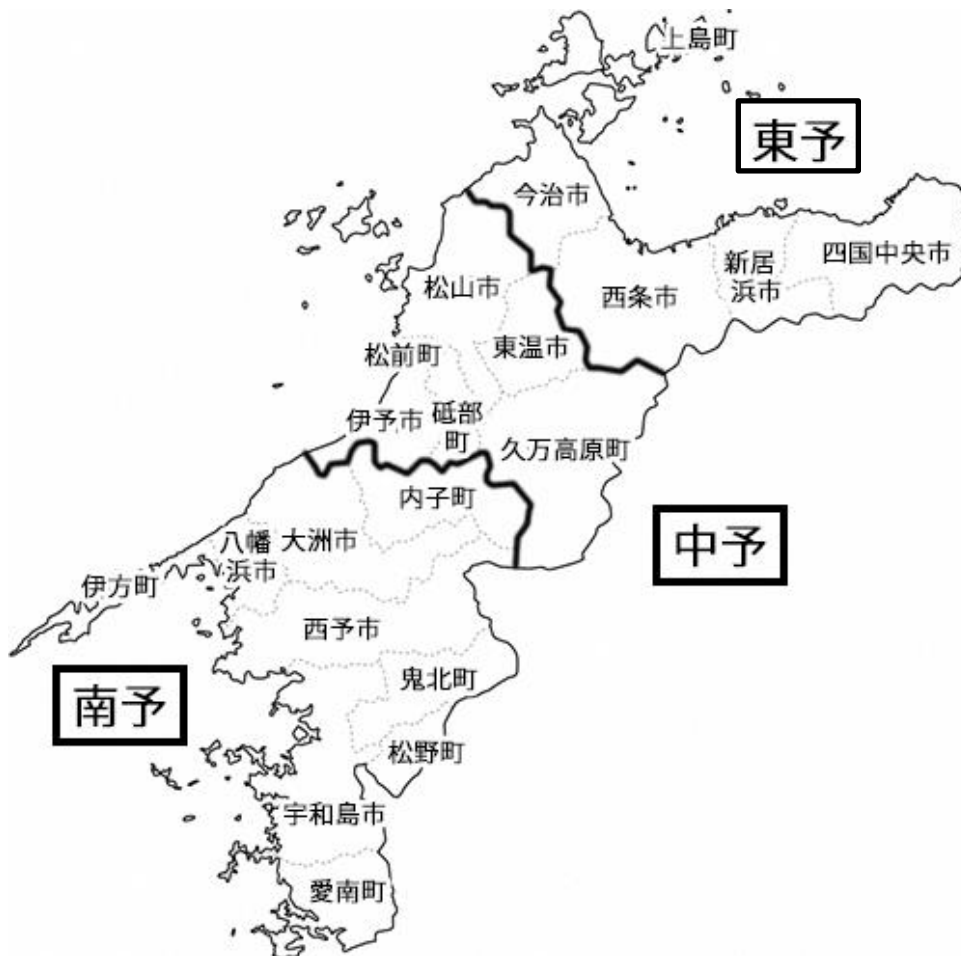
1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

(1) 促進区域

設定する区域は、平成 29 年 8 月 1 日現在における愛媛県の全域とする。概ねの面積は 57 万 7,600 ヘクタール程度（愛媛県面積）であり、人口は 138 万 5,000 人（平成 27 年国勢調査）である。

なお、この区域内に含まれる自然公園法に規定する自然公園、自然環境保全法に規定する自然環境保全地域、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、環境省選定の特定植物群落及び生物多様性の観点から重要度の高い湿地等の環境保全上重要な地域その他国内野生動植物の生息・生育地等の野生生物にとって重要かつ比較的影響が大きいと考えられる地域については除くものとする。

また、本県の港湾計画においては、港湾を中心とした土地の利用や交通体系の強化などが計画されており、港湾計画に関連した促進区域及び重点促進区域を設定するにあたっては、同計画との調和と整合を図るものである。



(2) 地域の特徴

①東予地域

本地域の行政区画は、今治市、新居浜市、西条市、四国中央市及び上島町の4市1町であり、総面積は161,519haで愛媛県の約29%を占めている。また、この地域の総人口は480,739人で、県全体の34.7%を占め、労働力人口は233,802人で34.8%を占める（平成27年国勢調査）。

東予地域は、四国の中央部に位置して四国の他の3県と接するとともに、四国4県の県庁所在地を結ぶ四国8の字ネットワークの結節点を有するほか、西瀬戸自動車道（瀬戸内しまなみ海道）を通じて広島県とも接している。また、東予港や三島川之江港などの重要港湾を擁し、陸と海の交通の要衝となっている。

製紙・紙加工業が集積する四国中央市、住友グループの企業城下町として発展してきた新居浜市、半導体、造船、ビール、鉄鋼などの工場が立地する西条市、造船、タオル、石油関連の工場が立地する今治市と、地域ごとに特徴のある産業が集積し、製造品出荷額は県全体の8割近くを占め、四国一のものづくり産業の集積地となっている。

また、全国1位の生産量を誇る愛宕柿や裸麦をはじめ、水稻、野菜、果樹、養鶏など自然条件を活かした多様な農林水産業が展開されている。

②中予地域

本地域の行政区画は、松山市、伊予市、東温市、久万高原町、砥部町及び松前町の3市3町であり、総面積は154,080haで愛媛県の約27%を占めている。また、本地域の総人口は646,055人で、県全体の46.6%を占め、労働力人口は311,738人で46.4%を占める（平成27年国勢調査）。

本地域の地勢は、愛媛県の中央部に位置し、北部は高縄山、南東部は西日本最高峰の石鎚山（標高1,982m）等からなる四国山地の北側に広がる道後平野からなり、道後平野を東から西に向かって重信川が流れ、沖積平野と緩やかな丘陵地帯を形成している。西部の海岸線は比較的緩やかな一方、島しょ部は変化に富んだ海岸線を形成し、好漁場を有するほか、優れた景観から瀬戸内海国立公園にも指定されている。気候は瀬戸内海気候に属し、松山地区の年平均気温は16.5度（平成23年）と比較的温暖で、豊かな自然環境を備えている。

また、地域内には、国内線のほか上海に定期便のある松山空港、韓国（釜山）、中国（上海）等に定期貨物航路のある松山港のほか、松山自動車道川内IC、松山IC、伊予IC、JR予讃線のJR松山駅、伊予市駅など、陸海空の交通体系が整備されており、海外、関東圏域、関西圏域、山陽圏域へのアクセスが容易である。

中心となる県庁所在地の松山市は、人口50万人を超える中核市であり、官公庁、教育機関、文化施設、福祉施設等の公共公益施設のほか、大手企業の支店・事業所、百貨店等の商業・サービス業等も集積している。

③南予地域

本地域の行政区画は、宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町、松

野町、鬼北町及び愛南町の4市5町である。総面積は252,013haで愛媛県の約44%を占めており、その大半を山林が占める典型的な中山間地域である。また、本地域の総人口は258,468人で、県全体の18.7%を占め、労働力人口は127,003人で18.9%を占める（平成27年国勢調査）。

本地域の地勢は、愛媛県の南西部に位置し、西は佐田岬半島が瀬戸内海と宇和海を分かち、その先は豊予海峡を隔てて九州となる。東は四国カルストのある四国山地につながっている。沿岸部は美しい景観を誇る佐田岬半島や宇和海のリアス式海岸、内陸部は清流肱川をはじめ、森林、溪谷など多彩な自然に恵まれている。

また、内陸部は県内最大の河川である肱川水系の流域や四万十川源流の広見川流域に盆地が点在しているものの、地形は大部分が山地で、まとまった平地が少なく、市街地や集落は、河口や入江、盆地、河川流域に形成されている。

なお、八幡浜港、三崎港からは九州の臼杵港、別府港などにフェリ一定期航路が運行しており、九州への玄関口となっている。

本地域は第一次産業が主要産業であり、米、野菜、かんきつ類などの農業や海面養殖などの水産業が盛んである。かんきつ類は全国1位の収穫量、品目数と高い品質を誇るほか、養殖タイ・ブリ類の生産量は全国トップクラスであり、また全国的な養殖真珠の産地としても有名である。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

愛媛県における産業別の概況では、従業者数の約4割、付加価値額の約4割が、製造業及び卸売業・小売業となっている。

また、愛媛県の県内総生産（名目）は約4兆7,565億円（平成26年度）、製造品出荷額等は約4兆1,392億円（H26年）であり、製造品出荷額等においては、四国全体の46.9%のシェアを有する工業県としての特徴を持っており、地域ごとの産業集積が本県の強みとなっている。

県内各地域の特長や強みをつなぎ合わせるとともに、産学官金、農商工など新たな連携を構築して、様々な新技術・新商品やサービスの開発、創業に向けた取組みを促進し、新産業の創出を図る。

さらに、愛媛の優れた技術を発掘し、国内外に広くPRしながら、新規取引先の開拓等を促進するなど、グローバル化する経済社会に対応した攻めの経営ができるよう県内企業の体質強化を図るとともに、愛媛の発展可能性に魅力を感じる多種多様な企業の県内への進出や、地域に根ざした力強い産業活動を支援する。

(2) 経済的効果の目標

【経済効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
促進区域における製造業の付加価値額増加額	—	9,500百万円	—

(算定根拠)

- 1件あたり平均1.6億円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を46件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.3倍の波及効果を与え、促進区域で95億円の付加価値を創出することを目指す。
- 95億円は、愛媛県(促進区域)における製造業の付加価値額(4,836億円)の約2.0%であり、地域経済に対するインパクトが大きい。
- また、KPIとして、地域経済牽引事業の平均付加価値額及び地域経済牽引事業の新規事業件数を設定する。

【KPI】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の平均付加価値額	—	160百万円	—
地域経済牽引事業の新規事業件数	—	46件	—

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性の活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が3,793万円(愛媛県の1事業所あたり平均付加価値額(経済センサスー活動調査(平成24年))を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ① 促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で7%増加すること
- ② 促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で7%増加すること
- ③ 促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で3%増加すること
- ④ 促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で5%増加すること

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）

(1) 重点促進区域

重点促進区域は、次の表に掲げる区域とし、必要に応じて随時追加する。
 なお、地図上の位置は別添のとおりである。

市町名	No	区域の名称	大字	面積
新居浜市	1	新居浜市西部工業地区	大江町	684.0ha
			港町	
			王子町	
			西原町二丁目	
			西原町三丁目	
			中須賀町二丁目	
			新田町三丁目	
			惣開町	
			磯浦町	
			菊本町一丁目	
			菊本町二丁目	
	新居浜市	2	新居浜市東部工業団地	垣生三丁目
多喜浜三丁目				
多喜浜六丁目				
阿島一丁目				
黒島一丁目				
黒島二丁目				
西条市	3	船屋・ひうち地区	船屋	329.4ha
			ひうち	
	4	朔日市地区	朔日市	39.5ha
	5	喜多川地区	喜多川	47.5ha
	6	港新地地区	港	149.4ha
	7	今在家・氷見地区	今在家	123.8ha
			氷見	
	8	北条地区	北条	165.0ha
	9	大新田・壬生川地区	大新田	23.1ha
壬生川				

(概況及び公共施設等の整備状況)

【重点促進区域 1（新居浜市：西部工業地区）】

概ねの面積は、684ヘクタールである。

本区域は、住友金属鉱山(株)、住友重機械工業(株)、住友化学(株)、住友共同電力(株)などの住友グループ企業が立地している地区であり、国道11号や松山自動車道新居浜ICと良好なアクセスを有し、近隣に重要港湾である新居浜港や東予港が整備されているなど、交通インフラが充実した場所である。

以上のことから、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進させることが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

【重点促進区域2（新居浜市：東部工業団地）】

概ねの面積は、166ヘクタールである。

本地区は、新居浜東港（東港地区）の周囲に広がる機械鉄鋼関連産業が集積している工業団地である。国道11号や松山自動車道新居浜ICと良好なアクセスを有し、主要地方道である県道13号壬生川新居浜野田線の沿線でもあるなど、交通インフラが充実した場所である。

以上のことから、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進させることが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

【重点促進区域3～6（西条市：船屋・ひうち地区、朔日市地区、喜多川地区、港新地地区東部工業団地）】

概ねの面積は、上記の表に記載のとおりである。

本区域は、四国電力(株)西条発電所が立地しているほか、(株)クラレなどの基礎素材・先端素材関連産業や、機械鉄鋼関連産業等が集積している。国道11号や松山自動車道いよ西条ICと良好なアクセスを有し、重要港湾である東予港や新居浜港にも近接するなど、交通インフラが充実した場所である。

以上のことから、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進させることが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

【重点促進区域7～9（西条市：今在家・氷見地区、北条地区、大新田・壬生川地区）】

概ねの面積は、上記の表に記載のとおりである。

本区域は、瀬戸内海のほぼ中央に位置する重要港湾・東予港近隣に位置し、機械鉄鋼関連産業及び先端素材関連産業が集積している。国道11号や松山自動車道いよ小松IC及びいよ西条ICと良好なアクセスを有するなど、交通インフラが充実した場所である。

以上のことから、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進させることが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

(関連計画における記載等)

上記区域のうち、地域経済牽引事業の促進を重点的に行う地域は、新居浜市、西条市ともに工業専用地域に限る。

なお、上記区域内に農用地区域や市街化調整区域は含まれていない。

(2) 区域設定の理由

【重点促進区域 1（新居浜市：西部工業地区）】

当該地区は、国道 11 号や松山自動車道新居浜 I C と良好なアクセスを有し、近隣に重要港湾である新居浜港や東予港が整備されているなど、交通インフラが充実した場所である。また、住友グループ企業が立地しており、成長ものづくり産業を推進するため、重点的に支援を行うべき区域である。

なお、本区域には公有の遊休地は存在しない。

【重点促進区域 2（新居浜市：東部工業団地）】

当該区域は、国道 11 号や松山自動車道新居浜 I C と良好なアクセスを有し、主要地方道である県道 13 号壬生川新居浜野田線の沿線でもあるなど、交通インフラが充実した場所である。機械鉄鋼関連産業が集積している地域であり、成長ものづくり産業を推進するため、重点的に支援を行うべき区域である。

なお、本区域には公有の遊休地は存在しない。

【重点促進区域 3（西条市：船屋・ひうち地区）】

当該区域は、国道 11 号や松山自動車道いよ西条 I C と良好なアクセスを有し、重要港湾である東予港や新居浜港にも近接するなど、交通インフラが充実した場所である。基礎素材・先端素材関連産業、機械鉄鋼関連産業等が集積しており成長ものづくり産業を推進するため、重点的に支援を行うべき区域である。

なお、本区域には公有の遊休地は存在しない。

【重点促進区域 4（西条市：朔日市地区）】

当該区域は、国道 11 号や松山自動車道いよ西条 I C と良好なアクセスを有し、重要港湾である東予港や新居浜港にも近接するなど、交通インフラが充実した場所である。㈱クラレが立地しており成長ものづくり産業を推進するため、重点促進区域に設定するものである。

なお、本区域には公有の遊休地は存在しない。

【重点促進区域 5（西条市：喜多川地区）】

当該区域は、国道 11 号や松山自動車道いよ西条 I C と良好なアクセスを有し、重要港湾である東予港や新居浜港にも近接するなど、交通インフラが充実した場所である。四国電力(株)西条発電所及び機械鉄鋼関連産業が立地・集積しており成長ものづくり産業を推進するため、重点促進区域に設定するものである。

なお、本区域には公有の遊休地は存在しない。

【重点促進区域 6（西条市：港新地地区）】

当該区域は、国道 11 号や松山自動車道いよ西条 I C と良好なアクセスを有し、重要

港湾である東予港や新居浜港にも近接するなど、交通インフラが充実した場所である。機械鉄鋼関連産業が集積しており成長ものづくり産業を推進するため、重点的に支援を行うべき区域である。

なお、本区域には公有の遊休地は存在しない。

【重点促進区域 7（西条市：今在家・氷見地区）】

当該区域は、国道 11 号や松山自動車道いよ西条 I C と良好なアクセスを有し、重要港湾である東予港や新居浜港にも近接するなど、交通インフラが充実した場所である。機械鉄鋼関連産業が集積しており成長ものづくり産業を推進するため、重点促進区域に設定するものである。

なお、本区域には公有の遊休地は存在しない。

【重点促進区域 8（西条市：北条地区）】

当該区域は、国道 11 号や松山自動車道いよ西条 I C と良好なアクセスを有し、重要港湾である東予港や新居浜港にも近接するなど、交通インフラが充実した場所である。機械鉄鋼関連産業及び先端素材関連産業が集積しており成長ものづくり産業を推進するため、重点的に支援を行うべき区域である。

なお、本区域には公有の遊休地は存在しない。

【重点促進区域 9（西条市：大新田・壬生川地区）】

当該区域は、国道 11 号や松山自動車道いよ西条 I C と良好なアクセスを有し、重要港湾である東予港や新居浜港にも近接するなど、交通インフラが充実した場所である。フジボウ愛媛㈱が立地しており成長ものづくり産業を推進するため、重点促進区域に設定するものである。

なお、本区域には公有の遊休地は存在しない。

(3) 重点促進区域に存する市町が指定しようとする工場立地特例対象区域の設定別表のとおり。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①東予地域の紙関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ②東予地域の基礎素材・先端素材関連産業、機械鉄鋼関連産業及び医療関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ③東予地域の海事関連産業、電気・電子関連産業、食品加工関連産業及び繊維関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ④中予地域の先端素材関連産業、機械器具関連産業、医療関連産業及び食品加工関

連産業の集積を活用した成長ものづくり分野

⑤南予地域の食品加工関連産業、機械器具関連産業及び生活関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野

⑥愛媛県のICT関連産業のビジネス環境を活用した第4次産業革命分野

⑦愛媛県の高規格道路、松山空港、松山港等の交通インフラを活用した物流産業分野

(2) 選定の理由

①東予地域の紙関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野

本地域には、製紙・紙加工の伝統的なものから最先端の高機能紙まで、また、中小から大企業まで幅広く集積しているほか、単独工場としては世界最大規模の工場（大王製紙株）も立地している。その中心である四国中央市のパルプ・紙・紙加工品製造業は、事業所数が186所と同市製造業全体の53.3%、製造品出荷額等では528,387百万円と同市全体の81.7%に上るなどその集積度合い、規模共に全国一である（平成26年工業統計）。

さらに、大王製紙(株)が促進区域内でセルロースナノファイバー乾燥体のパイロットプラントの設置や最新鋭の家庭紙生産設備の新設を行う等、新たな設備投資の動きもみられる。

加えて、花王サニタリープロダクツ(株)などの複数の企業において、国内外の需要増を背景とした新たな設備投資の可能性がある。

また、製紙業向けの抄紙機等を供給する「生産用機械器具製造業」や、紙加工の印刷過程を受け持つ「印刷・同関連業」、紙袋から進化した「プラスチック製品製造」等、多彩な関連産業の集積もあり、他の紙の産地に対する優位性を高めている。本計画では、上記のような産業集積、地域的特色を背景として、紙関連産業を地域の特性とし、在来技術を活かした製品作りを支援していく一方で、幅広い分野で活用できる高機能紙の開発や製品化から成長ものづくり分野への積極展開による地域経済牽引事業の創出を図るとともに、当地で形成されている産業クラスターをより強固なものとし、紙関連産業の競争力強化を図る。

②東予地域の基礎素材・先端素材関連産業、機械鉄鋼関連産業及び医療関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野

・基礎素材・先端素材関連産業

本地域の基礎素材型産業の平成26年の工業品出荷額は約10,540億円（本地域の製造業全体に占める割合66.3%、県全体の製造業に占める割合25.5%）、付加価値額は約1,484億円（本地域の同割合45.4%、県全体の同割合16.5%）となっており、特に化学、非鉄金属産業において一大産業集積地域となっている。

また、住友グループ企業やクラレグループ企業等においては、川下製品の需要増に対応するため電子材料や機能性材料などの先端素材関連分野での工場新增設が行われており、関連企業の集積も進んでいる。

さらに、世界的に見ても自動車、航空機、照明、薄型テレビ等の家電製品、高機能携帯電話等の分野において、素材開発や加工技術開発により軽量化や高品質化が進められており、先端素材関連分野の広範な技術革新が促されようとしている。

また、西条市において、電子機器や半導体製造装置等の開発・設計・製造・販売を手がける(株)レクザムが、新規成長分野である水素関連産業への事業拡大のため、パナソニックヘルスケア(株)西条工場跡地に立地しており、今後、水素サプライチェーン構築に向けた事業に取り組むこととしている。

本地域には、各種部材について世界的シェアを有する企業の集積がなされており、これらの基礎素材・先端素材関連産業の集積基盤の更なる強化を図り、成形機等の機械設計業を含んだ関連企業の成長分野への展開を支援していく。

なお、西条市においては、(株)サイプレス・スナダヤが全国初の原木選別、製材、加工までの一貫生産が可能なCLT（直交集成材：Cross Laminated Timber）製造工場の整備を進めている。今後、県内外への販路拡大のため、県内の関連企業や団体が一丸となった取組を進めていくこととしており、県産材の需要拡大に向け積極的に支援していく。

・機械鉄鋼関連産業

本地域には住友グループ企業や日新製鋼(株)等の鉄鋼・非金属関連企業が立地しているほか、産業機械や荷役運搬機械の製造、その関連部品の製造及び加工などの技術集積がなされ、機械鉄鋼産業の産業集積地域となっている。なお、鉄鋼製品等を活用した加工組立型産業について、本地域の事業所数は201所（平成26年末）となっており、本地域の製造業に占める割合が45.1%にも上っている。

また、これまで大手企業の下請であった中小機械鉄鋼関連企業の中には、蓄積された高い技術力をベースに新たな技術サービスや製品開発により販路開拓を進める企業が見られるほか、愛媛大学や新居浜工業高等専門学校、公益財団法人えひめ東予産業創造センターとの産学官連携による共同研究などを通して、下請業務から脱皮し、新たな分野への事業展開を進めている企業も見られる。

さらに、新居浜機械産業協同組合における市場開拓や人材育成、西条銑鉄鋳物工業団地組合における試験設備等の基盤整備などによる競争力強化への取組みも行われている。

今後は、機械鉄鋼関連企業における人材育成や技能伝承、高い技術力や生産力を持つ中小機械鉄鋼関連企業のビジネスマッチングの支援や情報発信などを行っていき、機械製作に欠かせない機械設計サービス業を含んだ関連産業の集積形成を更に進め、横の連携強化による活性化を図る。

・医療関連産業

住友重機械工業(株)による医療用加速技術を用いた陽子線治療システムのほか、ディスポーザブル手術キット等のメディカル用品、医療用途向け原綿や生理処理

用品の製造など、多様な医療関連産業の集積が進みつつある。また、高齢化社会の進展や健康志向の高まりに伴い、今後ますます医療用機械器具、医薬品の開発に対する期待やサプリメントなどの健康食品のニーズが高まるものと見込まれ、今後は、こうしたニーズ等に応えられる企業の拡大とともに、関連産業の活性化を図る。

上記の背景のもと、地域の特性としてこれらの産業集積を活用し、成長ものづくり分野において、高い付加価値を生み出す地域経済牽引事業の創出を図っていく。

③東予地域の海事関連産業、電気・電子関連産業、食品加工関連産業及び繊維関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野

・海事関連産業

造船業界においては、リーマンショック前に大量の新造船の受注が行われていたが、その後の世界経済の減速や記録的な超円高の長期化等の影響を受け、国内の新造船受注は低迷し、大変厳しい状況にある。このような状況の中、中国や韓国等の諸外国との厳しい国際競争に対抗していくため、国内の造船業界では、省エネ船の開発や環境分野での技術開発に取り組んでいる。本地域の輸送用機械製造業は、事業所数 114 所、製造品出荷額 4,611 億円、付加価値額 1,112 億円となっており、本地域の製造業に占める割合がそれぞれ 16.5%、24.0%、50.9%であり、船舶建造量で日本一を誇る今治造船(株) (グループ全体の平成 28 年国内シェア 28.5%) や(株)新来島どっくの拠点がある今治市を中核とした海事都市として、海事産業の集積が図られている。

海事産業は海運業者、船舶用機器メーカーなどの関連業者が多い裾野の非常に広い産業であり、地域のお他産業への波及効果も非常に大きい。

また、造船業は労働集約型であることから高い雇用創出効果が期待できるほか、船舶の省エネ、環境関連分野での技術革新により高付加価値化を図る取組みを支援していくことなどを通じて、海事関連産業の更なる拡大を推進する。

・電気・電子関連産業

東予地域に属する西条市、今治市における電気・電子関連産業については、両市の製造業における付加価値額の約 9.7%、従業者数の約 10.1%を占めており、本地域の成長を展望する上で欠くことのできない産業であり、雇用の面からも存在感の大きいものとなっている。

本地域には、船舶および陸上プラント制御・配電・通信機器などの地場電気機器メーカー (渦潮電機(株)) のほか、家庭用や自動車用などの照明機器の世界的メーカー (東芝ライテック(株)) が立地しており、次世代に向けた製品開発を行っている。

今後、大手メーカーの更なる事業拡大を促すとともに、関連産業の更なる集積を図る。

・食品加工関連産業

石鎚山系からの伏流水などによる良質で豊富な水資源に恵まれている西条市は、米麦や野菜をはじめとする県下有数の農業生産地であり、その豊かで良質な農産物を背景に、従来から地場の食品加工業者が比較的多く立地しているほか、良質かつ潤沢な水を求めて、大手食品・飲料メーカー等（アサヒビール(株)等）も複数進出している。

西条市における食品加工関連産業については、製造業における付加価値額の約12%、従業者数の約10%を占めており、機械・鉄鋼・電子関連などの産業が集積している同市においても、欠くことのできない産業であり、雇用の面からも存在感の大きいものとなっている。

これらのことから、西条市では、平成26年5月に国から「四国経済を牽引する総合6次産業都市」として地域活性化モデルケースの選定を受け、農産物の生産、貯蔵、加工、流通、さらには人材育成等の機能集約化を推進するなど、食品加工関連産業の集積地区としての発展が期待されている。

また、今治市でも、業務用・家庭用調味料分野で日本有数の規模を誇る企業（日本食研グループ、伯方塩業(株)）が存在し、海事関連産業（造船等）、繊維関連産業（今治タオル）が基幹産業である同市にあって、製造業における事業所数の約9.3%、従業者数の約10.1%を占める重要な産業となっている。今後、調味料や塩を活用した新たな食品開発等も期待され、これらの企業を核とした事業の実施による地域活性化を図る。

・繊維関連産業

東予地域に属する今治地域は、市内を貫流する蒼社川の良質な水と穏やかな気候に恵まれ、古くから繊維産業が発展してきた。このため、今治地域には、縫製品工業や染色整理業、繊維衣服卸売業等の関連業種の集積が見られ、繊維工業の事業所数は、事業所数190所、従業者数3,769人で、本地域の製造業に占める割合がそれぞれ27.5%、18.3%に上っている。近年では、今治タオルのブランディングに成功し、全国から注目を集めている。

また、ポリエステル繊維の原料となるキシレンを製造する製油所（太陽石油(株)）が立地しているなど、本地域における繊維関連産業は裾野の広い産業となっており、繊維の原料となる石油化学基礎製品から衣服、タオル等の加工・製造及び流通まで繊維関連産業の更なる拡大と集積を図る。

上記の背景のもと、地域の特性としてこれらの産業集積を活用し、成長ものづくり分野において、高い付加価値を生み出す地域経済牽引事業の創出を図っていく。

④中予地域の先端素材関連産業、機械器具関連産業、医療関連産業及び食品加工関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野

・先端素材関連産業

「化学工業製品」は、本地域の付加価値額の約 19.8%を占めるなど地域を牽引する主要産業の一つであり、先端素材を代表する炭素繊維は、先頭に立って市場を開拓してきた東レ(株) (愛媛工場) が世界トップメーカーとして、世界シェアの約 4 割を占めている。愛媛県ではこの強みを活かすため、平成 26 年度に「えひめ炭素繊維関連産業創出ビジョン」を策定し、関連機関と連携して炭素繊維関連産業の創出に取り組んでおり、複数の県内企業において炭素繊維を活用した製品が開発されるなど、炭素繊維関連産業の集積が進んでいる。

また、帝人(株)松山事業所では世界初となる炭素繊維からコンポジット製品の成形加工までを 1 分以内で連続一貫生産するパイロットプラントが設置され、炭素繊維複合材料 (CFRP) によるコンポジット製品事業をリードしている。その他、帝人(株)松山事業所では高機能繊維の代表格であるアラミド繊維を生産しているほか、帝人化成では、ハイエンド DVD、次世代光ディスク (ブルーレイディスク) などの高機能・高品質が要求される光ディスク分野等で使用されるポリカーボネート樹脂を生産しており、成長市場のアジアでのシェア No.1 となるなど、全国有数の企業が立地している。

世界的に見ても自動車、航空機、照明、薄型テレビ等の家電品、高機能携帯電話等の分野において、素材開発や加工技術開発により軽量化や高品質化が進められており、先端素材関連分野の広範な技術革新が促されようとしている。

本地域には各種材料について世界的シェアを有する産業の集積がなされている強みを生かして、産学官連携の一層の強化を図り、関連産業の更なる集積と成長分野への展開を支援し、先端素材関連産業の競争力強化を目指す。

・機械器具関連産業

本地域は、大正期創業の農業機械専門メーカー (井関農機(株)) や小型貫流ボイラ日本一の企業 (三浦工業(株)) をはじめとして、高度な加工技術を持つ部品メーカーやモノレール等の輸送用機械メーカーなどの多彩な加工組立型産業の集積が進んでおり、本地域における製造業の付加価値額の約 38.1%を占めるなど地域を牽引する主要産業の一つとなっている。

さらに、中小機械器具関連産業の中には、蓄積された高い技術力をベースに独自の製品開発や販路開拓を進める企業が見られるほか、愛媛大学や愛媛県産業技術研究所などとの産学官連携による技術開発や商品化への展開に向けた取組みを行う企業も見られる。

今後は、高い技術力を有しながら、知名度が低いものづくり企業のビジネスマッチングの支援や情報発信をしていき、機械器具関連産業の集積形成を更に進め、横の連携強化による活性化を図る。

・医療関連産業

本地域は、四国がんセンター、愛媛大学医学部附属病院、民間医療機関などの

医療施設が多数立地しているほか、医療技術者等の養成機関も立地していることなどを背景とし、東温市において、誘致企業のパナソニック(株)グループ企業（PHC(株)）が血糖値センサーなどの医療用電気機械器具を開発している。電気機械器具関連産業は同市の製造業における従業者数の22.3%を占めており、中でも医療関連産業については、高齢化の進行や健康志向の高まりを受け、今後ますます成長が期待される。また、地場機械器具企業（株いうら）が医療用ストレッチャーや介護用品を製造するなど、関連産業の集積の度合いを強めている。

さらに、臨床検査システムやレセプトシステムなどの医療機関向けのシステム開発を手掛ける情報サービス企業も事業を展開している。

超高齢社会の到来や健康志向の高まりに伴い、健康に対する考え方やニーズが多様化しており、本地域に立地する企業の強みを生かしながら、多様な産業の連携による新たなビジネスの創出を目指す。

・食品加工関連産業

本地域の食品関連産業は、本地域の製造業における付加価値額の22.5%、従業者数の29.4%を占めており、本地域の成長を展望する上で欠くことのできない基幹産業であり、雇用の面からも存在感の大きい産業となっている。

伊予市、松前町においては、地場で水揚げされる魚介類を原料とする海産物加工などの食品加工業が発展してきており、伊予市は削り節、めんつゆの日本1位、2位の企業（ヤマキ(株)、マルトモ(株)）が立地しているほか、松前町は小魚珍味の産地としての生産額も全国1位である。

また、みかん、伊予柑などのかんきつ生産に関連して、みかん果汁の搾汁や缶詰生産なども行われ、みかん果汁生産量全国トップの企業（株えひめ飲料）もある。

今後は、関連企業の集積を進めるとともに、産学官連携による有望分野への戦略的参入の支援を通じて農林水産県としてのポテンシャルを最大限に引き出していく。

上記の背景のもと、地域の特性としてこれらの産業集積を活用し、成長ものづくり分野において、高い付加価値を生み出す地域経済牽引事業の創出を図っていく。

⑤南予地域の食品加工関連産業、機械器具関連産業及び生活関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野

・食品加工関連産業

南予地域における食品加工関連産業については、製造業における付加価値額の約42%、従業者数の約37.6%を占めており、本地域の成長を展望する上で欠くことのできない基幹産業であり、雇用の面からも存在感の大きい産業となっている。

本地域では、水産練製品などの伝統的な食品加工に加え、和洋菓子、天然調味料など新たな分野で製品開発を進める食品関連産業もあり、多様な事業が展開されている。

豊かな農水産物の生産地である本地域の安全・安心な原料を使用した食品関連産業の集積や農商工連携を更に進めることで、第一次産業を主要産業とする地域に密着したビジネスを創出し、経済波及効果を高める取組みを進める。

さらに、地域の恵まれた自然資源を活用したグリーンツーリズム等の観光関連産業との連携により、地域資源を活用した食品等の高付加価値化につなげていく。

本計画では、上記のような産業集積、地域的特色を背景として、当地で形成されている産業クラスターをより強固なものとし、地域の中核産業としての基盤を磐石なものとするため、本地域にあるバラエティに富んだ食品関連企業の更なる拡大を図る。

・機械器具関連産業

本地域には自動車や産業機械部品をはじめ、電子機器の基板製造などのものづくりの基盤を担う企業が古くから立地しており、製造業における事業所数の約11.6%、従業者数の約15.1%を占めるなど、本地域における重要な産業となっている。

大手企業の業務再編等による業容の縮小などの厳しい現状もあるが、地域に分布する関連企業の技術力の向上や成長分野への展開を支援し、既存企業の高度化を図るとともに、撤退した大手電気機械企業の跡地等への関連産業の誘致を図る。

・生活関連産業

本地域には、ホテル・旅館に納入されるアメニティグッズの国内トップシェアを誇る企業（㈱アイテック）や医療用脱脂綿等の衛生材料を製造する企業（丸三産業㈱）などの「医薬品、医薬部外品及び化粧品」に関連する企業集積が見られるほか、国内シェアの多くを占めるクラッカー等のパーティグッズなど娯楽用品製造業（カネコ、フジカ）が立地している。これら人の生活維持に欠かせない製品から娯楽用品まで、人々の生活に密着した製品を製造する企業が古くから根付いている。

さらに、ヒノキの素材生産量日本一である本県において、本地域を流れる肱川流域での生産がその大部分を占めており、本地域における「木材・木製品製造業」は事業所数 29、付加価値額 23.5 億円と本地域の製造業全体に占める割合はそれぞれ 6.9%、4.6%となっている。

本地域におけるこれらの生活関連産業は、事業所数 125、製造品出荷額等 278 億円、付加価値額 118 億円であり、本地域の製造業全体に占める割合はそれぞれ 29.6%、18.6%、23.1%となっており、地域を牽引する産業の一つとなっている。

今後、これらの企業が持つ技術力と独創性を活かして事業拡大を図るとともに、地域経済の活性化を促進していく。

⑥愛媛県のICT関連産業のビジネス環境を活用した第4次産業革命分野

愛媛県内には工業系学科を有する愛媛大学、新居浜工業高等専門学校などの高等

教育機関として大学5校、短期大学5校、高等専門学校2校があり、本県の産業を支える人材を多数輩出している。

また、愛媛県内の情報通信業（情報サービス業、インターネット附随サービス業）に係る事業所数は268事業所、従業者数3,571名で、いずれも四国全体の約4割を占めている（平成28年経済センサス活動調査）。

特に松山市においては、グループウェア市場で日本一のシェアを占める企業（サイボウズ株）の製品開発とサポート機能を有する拠点が存在しており、産学官連携による人材育成等を通じたIT産業基盤の強化に取り組んでいるほか、県内に立地するソフトウェア、情報処理サービス企業が、「愛媛ニアショア開発協議会」を設立（平成24年）し、ニアショア開発による雇用創造・人材育成を実現し、地域経済活性化を図る活動を進めている。

あらゆるものがインターネットに接続するIoTの拡がりや、ビッグデータ、人工知能（AI）の様々な分野への活用が急速に拡大し、ビジネスや社会のあり方が変化する中、これらの「第4次産業革命」は産業全般に係るテーマであり、県内産業の持続的成長を維持するためには、早急に第4次産業革命への対応に向けた取組みを進める必要がある。

このため、本県においては、AI、IoT、ビッグデータ、ロボット等の先端技術の導入・活用促進を支援するため、平成30年8月に産学金官連携による「えひめAI・IoT推進コンソーシアム」を設立し、県内企業の生産性向上と付加価値創出、新産業育成に向けた取組みを進めている。企業誘致においては、ICT関連企業への就職を志向する若年世代のニーズに答えるため、ICT関連企業の誘致に力を入れており、平成29年度にソフトウェア総合デバッグ事業の国内最大手である（株）デジタルハーツのテストセンターを誘致し、以降も引き続き誘致活動を継続している。

今後も産学官金連携の下、地域における人材育成から地元での就業までを視野に入れ、ICT関連産業の集積を図りつつ、県内産業の持続的成長に資する第4次産業革命分野の地域経済牽引事業の創出を図っていく。

⑦愛媛県の高規格幹線道路、松山空港、松山港等の交通インフラを活用した物流産業分野

本県の高規格幹線道路等の整備は、昭和60年に四国縦貫自動車道の三島川之江ICから土居IC間が開通したのを皮切りに、県の東部から西南部へ向かって順次整備が進められ、平成24年に四国横断自動車道の西予宇和ICから宇和島北IC間が開通したことによって、南予地域にも本格的な高速交通時代が到来した。

特に東予地域は、四国の中央部に位置して四国4県の県庁所在地を結ぶ四国8の字ネットワークの結節点を有するほか、西瀬戸自動車道（瀬戸内しまなみ海道）を通じて広島県とも接しており、製造業の集積と相まって、物流産業の集積が図られている。

愛媛県内の道路貨物運送業に係る事業所数は788事業所、従業者数17,461名で、

いずれも四国全体の4割弱を占めている（平成28年経済センサス活動調査）。

空路については、国内線のほか上海、ソウルに定期便のある松山空港を有し、海路については、韓国（釜山）、中国（上海）等に定期貨物航路のある松山港のほか、東予地域に新居浜港、今治港、三島川之江港などの定期コンテナ航路を有する重要港湾を擁している。各港湾の年間コンテナ取扱量は、松山港が47,386個、新居浜港が67,320個、今治港が39,733個、三島川之江港が107,142個となっており、三島川之江港については、港湾別コンテナ取扱貨物量で全国の19位に位置している（2017年速報値。国土交通省発表。）。また、南予地域の八幡浜港、三崎港からは九州の臼杵港、別府港などにフェリー定期航路が運行しており、九州への玄関口となっているほか、東予地域の東予港では平成30年夏から大阪港への大型新造船フェリーが就航、新居浜港からは神戸港への定期航路が就航しており、阪神地域への玄関口となっている。

上記の背景のもと、地域の特性としてこれらの交通インフラを活用し、物流産業分野において、高い付加価値を生み出す地域経済牽引事業の創出を図っていく。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を生かして、地域経済牽引事業を促進するためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種環境整備に当たっては、国の支援策も活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本県の強みを創出、強化する。

(2) 制度の整備に関する事項

① 地方税の課税免除または不均一課税

活発な設備投資が実施されるよう、不動産取得税（県税）及び固定資産税（市町村税）の課税免除または不均一課税の実施について検討する。

② 地方創生関係施策

地域経済牽引事業の実施にあたっては、地方創生推進交付金の活用を検討するなど、地域経済への波及効果が最大限に発揮されるよう配慮する。

なお、平成30年度～平成34年度の計画期間内に、地方創生推進交付金を活用し、南予地域の食品加工関連産業、機械器具関連産業及び生活関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野において、設備投資支援等による事業環境整備や販路開拓の強化等を実施する予定である。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備

① 公設試験研究機関が有する分析・解析結果、技術情報の提供

地域企業の技術力向上のため、公設試験場が保有している情報であって開示することが可能な情報について、インターネット等により公開を進める。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

①相談窓口の設置

事業者の抱える課題解決のため、次のとおり相談窓口を設置する。また、事業環境整備の提案を受けた場合には、関係機関と連携し、適切かつ迅速に対応する。

【相談窓口】

愛媛県経済労働部産業雇用局企業立地課
松山市産業経済部地域経済課
今治市産業部営業戦略課
宇和島市産業経済部商工観光課
八幡浜市産業建設部商工観光課
新居浜市経済部産業振興課
西条市産業経済部産業振興課
大洲市産業経済部商工産業課
伊予市産業建設部経済雇用戦略課
四国中央市経済部産業支援課企業立地推進室
西予市産業部経済振興課
東温市産業建設部産業創出課
上島町商工観光課
久万高原町ふるさと創生課
松前町産業建設部産業課
砥部町地域振興課
内子町産業振興課
伊方町総合政策課
松野町ふるさと創生課
鬼北町企画振興課
愛南町商工観光課

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①優れた企業力の発信

県内企業の優れた技術や製品の情報をデータベース化して発信するなど、愛媛の企業力を対外的に広くPRし、知名度向上や新規取引先の開拓を促進する。

②戦略的な試験研究の推進

経済活性化や環境問題への対応など、県が抱える政策課題の解決に向け、愛媛県産業技術研究所等の試験研究機関における分野横断的な連携をはじめ、大学・企業

等との共同研究に取り組むなど、戦略的な試験研究を推進する。

(6) 実施スケジュール

取組事項	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
【制度の整備】						
①不動産取得税、固定資産税の減免措置の創設	12月議会以降に条例案提出	運用	同左	同左	同左	同左
②地方創生推進交付金の活用	活用の検討運用	同左	同左	同左	同左	同左
【情報処理の促進のための環境の整備】						
公設試験場が有する分析・解析結果、技術情報の提供	運用	同左	同左	同左	同左	同左
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】						
相談窓口の設置	窓口設置	運用	同左	同左	同左	同左

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進にあたっては、試験研究機関である愛媛県産業技術研究所、全県的な産業支援機関である公益財団法人えひめ産業振興財団、愛媛大学・松山大学等の教育機関、愛媛県商工会議所連合会・愛媛県商工会連合会・愛媛県中小企業団体中央会等の関係団体及び金融機関等の地域に存在する支援機関が十分に連携して支援の効果を最大限発揮する必要がある。このため、愛媛県及び各市町においては、地域経済牽引事業の推進にあたって、関係機関の機運醸成及び理解深化に努める。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①公益財団法人えひめ産業振興財団

全県的な産業支援機関として、地域産業の技術高度化及び新事業創出の支援、県内中小企業者等の情報化、経営基盤の強化、経営革新及び設備の導入等を促進する。また、愛媛県内の産業支援機関の連携体制である「えひめビジネスサポートネットワーク（通称：チームえびす）」の中核機関として中小企業支援に取り組む。

②愛媛県産業技術研究所

県内中小企業の技術高度化や新商品開発、地域資源を活用した新たな産業創出の促進を図るため、「試験研究」、「技術相談」、「依頼分析・機器開放」、「技術研修」等を実施する。具体的には企業・業界ニーズ等を対応した試験研究テーマを設定し、単独研究や産学との連携による共同研究を実施するほか、食料品製造、化学工業、機械器具製造業など幅広い業種の企業からの技術相談に応じる。

③ 社団法人愛媛県紙パルプ工業会

紙パルプ産業の健全な発展を推進するため、紙・パルプ製品、紙加工製品及び紙・パルプ関連製品の品質向上、供給安定及び流通改善に関する調査研究、経営改善及び設備近代化促進に関する協力援助、情報の提供・収集等を行う。

④ 公益財団法人えひめ東予産業創造センター（ETICC）

東予地域の地域産業の技術高度化等を推進し、人的ネットワークを中心としたソフト面での支援機能を重視し、地域企業のより身近な総合相談窓口を目指して、柔軟性に富んだ運営や支援の充実に努める。

⑤ ㈱西条産業情報支援センター（SICS）

新事業の創出や新分野への進出を始め、あらゆる企業活動の支援と情報化を推進するために西条市が設立した公設民営型の産業支援機関であり、引き続き、積極的な内発型産業振興事業を実施する。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

（1）環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の順守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、事業活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。

特に大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、事業活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、廃棄物の減量化や再生利用、リサイクルの積極的な推進を図るとともに、自然エネルギーの利活用等の地球温暖化防止対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりや不適正処理対策の徹底を周知、啓発していくことで、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

（2）安全な住民生活の保全

本県では、「愛媛県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例」のもと、県民・事業者・地域活動団体・県・市町・警察等が安全・安心に関するネットワークを構築し、協力・連携して犯罪防止のための自主活動や安全・安心に配慮した環境づくり等を通じて「犯罪の起きにくい社会づくり」を推進しているところである。

企業立地の取組みにおいては、これまで立地企業と地域が一体となった防犯体制の構築や防犯環境の整備等について、本条例や指針等に基づき、犯罪の未然防止対策を踏まえた円滑な事業推進に努めてきており、今後とも、警察との良好な関係を

維持・増進し、防犯環境の整備や暴力団等の反社会的勢力の排除、交通安全対策、不法就労活動の防止などについて、地域の一員として住民や地域活動団体と一体となって取組み、犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくりに努めるよう要請する。

(3) その他

①PDCA体制の整備等

毎年1回程度、有識者会議を開催し、基本計画と承認事業計画に関するレビューを実施し、事業の進捗状況と効果の検証等について確認を行い、その結果についてホームページ等で公表する。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

現時点では該当なし。

今後、記載の必要が生じた場合は、基本計画を変更するとともに、市町が土地利用調整計画を策定する。

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から平成34年度末日までとする。